平成２２年（フ）第２００号
福岡市東区筥松４丁目８番67号
破産者　株式会社ディヴァイス
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３８３７号
北海道千歳市桜木１丁目７番21号
破産者　有限会社北栄設備
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６号
北海道室蘭市輪西町２丁目３番３号
破産者　有限会社グロー
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
青森県弘前市大字清原１丁目３番地１
破産者　有限会社アテンド
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３３６号
秋田市雄和田草川字本田207番地１
破産者　有限会社共友車体
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５号
福島市丸子字中町裏32番地の４
破産者　株式会社ビルクロス
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１５６号
福島市丸子字中町裏32番地の４
破産者　株式会社リンク
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３０６号
福島市成川字台25番地の１
破産者　株式会社ピットバン
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１５６３号
東京都八王子市大和田町３丁目11番28号
破産者　株式会社ＣＲＥＶＥＮＵＳ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５６４号
東京都八王子市大和田町４丁目24番２―209号、申立時の住所東京都八王子市大和田町３丁目11番28―116号
破産者　武原　真一
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４５２号
横浜市西区久保町４番12号、商業登記簿上の本店所在地山口県宇部市大字船木2020番地３
破産者　有限会社ＳＵＣＣＥＳＳ21
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３号
岐阜県下呂市宮地478番地１
破産者　オートセールスディオスこと　林　博文
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第７８号
滋賀県東近江市南花沢町１番地
破産者　株式会社花の木牧場
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第５９０号
奈良市大宮町２丁目３番５―206号
破産者　株式会社クロッシング
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１８１号
島根県出雲市神西沖町2529番地８
破産者　原　　弘和
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１８４号
島根県出雲市神西沖町2529番地８
破産者　原　　博美
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１１号
島根県出雲市神西沖町2529番地
破産者　有限会社原設備
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第３６号
宮崎県延岡市大武町134番地10
破産者　有限会社小野重機
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７５１号
群馬県前橋市富士見町小沢468番地２
破産者　倉林　由美
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４４号
さいたま市緑区大字大間木89番地６
破産者　小野　真弓
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
埼玉県川口市大字戸塚4429番地　エンリッチＦ２号　102号
破産者　晝場　忠雄
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係